

県央ネットやまなし観光エリア ファムツアー業務委託仕様書

1. 概要

9市3町※で構成する県央ネットやまなし観光エリアでは、圏域が有する自然、歴史、食など豊富な観光資源と高速交通網を活かした新たな圏域観光による賑わいの創出を目指している。

インバウンド観光誘客促進事業については、連携自治体ツーリズム事業でマーケティング調査を実施した結果、訪日回数の多さや嗜好性の観点から「台湾」をターゲットとして定めたところである。

本事業は、令和7年度に作成した『県央ネットやまなし観光エリア紹介冊子』の情報をもとに、台湾の旅行会社で旅行商品造成を担当する者のほか、KOL（Key Opinion Leader＝旅行分野で強い影響力と発信力を持つ人物）を招聘し、圏域内の観光資源や魅力を体感してもらうことで、台湾からの誘客促進につなげることを目的とする。

※甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町

2. 業務名

県央ネットやまなし観光エリア ファムツアー業務

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 事業内容

（1）各種手配

台湾の旅行会社等の関係者を対象としたファムツアー催行にかかる手配・アテンド等の業務を行うこと。

食事について

- ・ツアー中の食事（朝食、昼食、夕食）については、受託者が手配及び負担をすること。
- ・1日1食以上は、「県央ネットやまなし観光エリア紹介冊子」の情報を参考に、圏域ならではの特徴的なものを取り入れ、圏域の魅力発信及び誘客につながるよう努めること。

- ・また、被招聘者に食事の忌避がある場合は、可能な限り対応すること。

宿泊について

- ・宿泊施設については、「県央ネットやまなし観光エリア紹介冊子」の情報を参考に、圏域の魅力発信及び誘客につながる選定となるように努めること。
- ・1室1名で利用できることを基本とし、Wi-Fi等のインターネット環境が整備されていること。

その他

- ・通訳者及び添乗員を1名以上手配すること。なお、通訳者が添乗員を兼務することは可能とする。
- ・移動に必要な交通手段（バス、電車等）の手配を行うこと。
- ・ファムツアー期間中の事故、疾病などに備え、適切な旅行保険への加入及び緊急時対応体制を整備すること。

(2) ファムツアーの企画に関する条件

① ターゲット（対象国）

台湾の訪日旅行リピーター層

② 行程

11月中旬の3日間（2泊3日）

※ただしこの期間での実施が難しい場合は、その理由とともに別の日程を提示すること。

③ 被招聘者の条件

被招聘者の総数は10名程度とし、条件は表のとおりとする。

なお、企画提案書提出時には、被招聘者に関する情報（会社情報、プロフィール等）を添付すること。

区分	人数	条件
旅行会社	8 者程度	・台湾において、日本を対象とした商品造成及び販売を行っている旅行商品造成担当者であること、またはその権限がある者。 (日本国内に拠点を持つ台湾旅行会社からの招聘も可とする。) ・旅行会社とは、募集型企画旅行を手配できる者を指している。 ・8 者はそれぞれ別の旅行会社であること。
KOL	2 名程度	・招聘基準は SNS の総フォロワー数が 1 万人以上を目安とすること。 ・旅行分野における KOL であることを示すほか、台湾市場の訪日旅行への影響力がある場合は示すこと。

④ 訪問場所の条件

- ・訪問場所は、『県央ネットやまなし観光エリア紹介冊子』の情報を参考に、圏域の魅力を伝える自然、食、歴史文化等を体感できる工程とすること。
- ・エリアは広範囲に及ぶが、最低 3 市町以上とし、1 2 市町全てを訪問する必要はない。

⑤ ファムツアー後における旅行会社の商品造成について

- ・被招聘者による 2 本以上のツアー造成すること。

⑥ KOL の活動について

- ・各 KOL は、ファムツアー時の様子を期間中及び終了後に SNS へ掲載することとする。
- ・SNS 投稿内容については発注者の事前確認をうけること。
- ・SNS 投稿への投稿は、KOL 1 人につき計 2 投稿以上とする。
投稿は、KOL の発信特性及びターゲットの特性を踏まえ、効果的な SNS 媒体及び投稿形式により行うこととし、動画を主体とする投稿は 30 秒以上、写真を主体とする投稿は 5 枚以上の写真

等を用い、いずれも訪問先の魅力が十分に伝わる内容とすること。なお、24 時間以内に自動的に閲覧できなくなる投稿（ストーリーズ等）のみをもって投稿実績とすることは認めない。

- ・受託者は、本業務において投稿された投稿について、契約期間の終了後もやむを得ない理由がない限り、当該KOLのアカウントにて可能な限り長期間公開できるよう必要な措置を講じること。
- ・ファムツアーで造成した旅行商品等をSNSへ掲載して情報発信に努めること。

⑦アンケート調査（ツアー参加者へのアンケート調査の実施）

- ・被招聘者に対し、アンケート調査を実施し、集計・分析した結果を業務完了報告とともに、提出すること。

5. 実績報告書の作成

業務内容に関する資料、記録写真、報告書等の一式を電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-ROM等の電子記録媒体に保存）と印刷物2部を提出すること。

（報告書に関する留意事項）

- ・受託者は、旅行会社に対する継続的なフォローアップの実施状況、旅行商品の造成及び販売状況並びに今後の商品造成の見込みについて報告すること。
- ・KOLによる投稿実績（投稿媒体、投稿日時、投稿URL、投稿内容、閲覧数、リーチ数、エンゲージメント数その他投稿実績が確認できる指標等）を報告すること。
- ・本事業の実施結果を踏まえ、効果の検証及び課題を整理するとともに、今後の台湾市場における旅行商品の造成及び誘客促進にむけた改善提案を示すこと。

6. 留意事項

- （1）計画・実施については発注者と十分協議して行うこと。
- （2）受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

- (3) 著作権及び肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の制作物等（造成したコンテンツやパンフレット等）を発注者が委託期間後も継続して無償で利用できるよう配慮すること。
- (5) 本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 台風や災害等の不可抗力により受注者に損害が生じた場合、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、発注者・受注者の責任に拠らない事情により、企画が中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (7) 提案内容は発注者との協議により、変更できるものとする。
- (8) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は、記載のない事項が発生した場合は、発注者の担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。